

くしろ家畜衛生

北海道釧路家畜保健衛生所

♪ホームページアドレス♪

<http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/index.htm>

第99号

(平成31年2月号)

〒084-0917

釧路市大楽毛127番地の1

電話 0154-57-8775

FAX 0154-57-6125



越境性動物疾病の発生状況等について

農林水産省ホームページより

<口蹄疫>

韓国における口蹄疫の状況(2019年1月以降)

2018年1月26日、韓国で約
8カ月ぶりに口蹄疫の発生が確
認されました(牛・O型)。

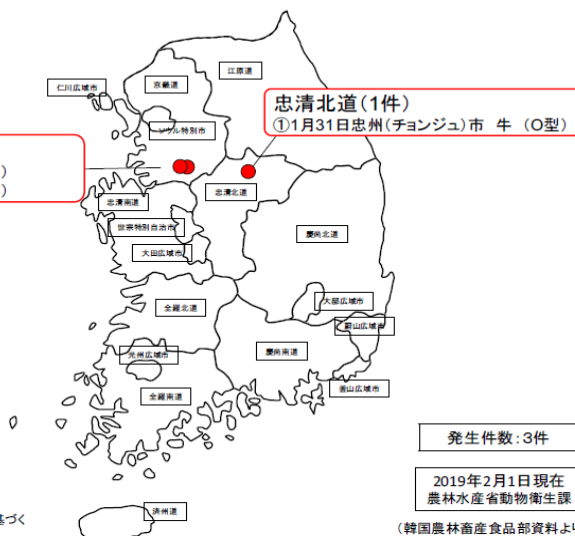
釧路地域には、口蹄疫の発生
がある近隣諸国からの観光客が
多く、ウイルスの侵入リスクが
高い状況です。今後も警戒を怠
ることなく、発生防止に努める
ことが重要です。

京畿道(2件)
①1月26日 安城(アンソン)市 牛(O型)
②1月29日 安城(アンソン)市 牛(O型)

日付はOIE報告の発生日
ただし、OIE未報告の場合は韓国当局公表日
(日付の後に※マークを記載)

●:発生日点

※発生日はOIE報告または韓国当局の公式資料に基づく



発生件数:3件

2019年2月1日現在
農林水産省動物衛生課

(韓国農林畜産食品部資料より)

<豚コレラ>

平成30年9月9日、岐阜県において、**国内で26年振りに豚コレラの発生**がありました。
その後も県内で感染が拡大し、発生件数は7件、処分頭数は11,634頭となっています。

発生数	発生年月日	発生場所	飼養頭数	頭数内訳
1	H30.9.9	岐阜市 (豚一貫農場)	579	繁殖75頭、肥育362頭、子豚142頭
2	H30.11.16	岐阜市 (畜産センター公園)	21	子豚21頭
3	H30.12.5	美濃加茂市 (畜産研究所)	503	繁殖184頭、肥育102頭、子豚217頭
4	H30.12.10	関市 (いのしし飼養施設)	22	いのしし22頭
5	H30.12.15	可児市 (農場大学校)	10	繁殖3頭、肥育7頭
6	H30.12.25	関市 (豚一貫農場)	7861	繁殖751頭、肥育2,410頭、子豚4,700頭
7	H31.1.29	各務原市 (豚一貫農場)	1622	繁殖127頭、肥育1,535頭
	関連と畜場	岐阜市 (関連と畜場)	149	係留頭数149頭
	関連農場	本巣市 (関連農場)	867	肥育豚867頭(頭数精査中)

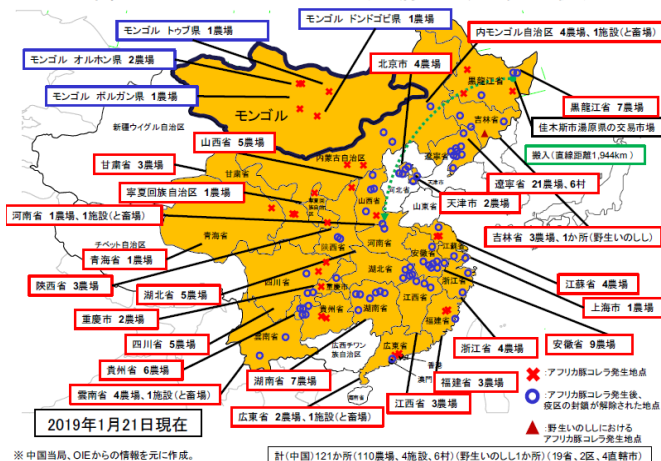
※すべて殺処分・消毒等の防疫措置完了

また、岐阜県・愛知県では、捕獲または死亡した野生いのししからも、豚コレラウイルスが
検出されています。

<アフリカ豚コレラ（ASF※）>

平成30年8月、中国でアフリカ豚コレラの発生が初めて確認されて以来、中国全土に急速に拡大し、平成31年1月には隣国のモンゴルでも初めての発生報告がありました。中国からの旅客手荷物として我が国に持ち込まれた豚肉製品から、これまで7件のASFウイルス遺伝子陽性例が確認されており（1/25現在）、農林水産省では水際検疫を強化中です。

中国・モンゴルにおけるアフリカ豚コレラの発生状況



ASF：臨床症状は多岐に渡り、突然死・発熱・全身の出血性病変・高い死亡率がみられることもあります。豚コレラと名前が似ており、臨床症状だけでは区別が付きませんが、全く異なるウイルスによる疾病です。豚が、感染豚や汚染物品に直接触れたり、感染豚由来の非加熱の肉製品を口にすることで感染します。日本での発生はありませんが、有効な治療法やワクチンがなく、患畜、疑似患畜は殺処分が義務づけられています。人には感染しません。

<口蹄疫・豚コレラ・アフリカ豚コレラの侵入防止策>

- ・ 関係者以外の人、入国一週間以内の海外渡航者の立入を制限。
 - ・ 衛生管理区域に持ち込む物品や車両の消毒の徹底。
 - ・ 本病発生国への渡航をできる限り自粛。
 - ・ 衛生管理区域内への野生動物の侵入防止。
 - ・ 飼養家畜の毎日の健康観察、異常畜の早期発見・早期通報。
- (以下豚のみ)
- ・ 飼養豚に生肉を含む（または含む可能性のある）飼料を給与する場合は、適切に加熱（70℃以上で30分以上または80℃以上で3分以上）。

国内の野鳥から低病原性鳥インフルエンザ検出！！

10月22日に千葉県（H7N7 亜型）、12月12日に愛知県（H7N9 亜型）で採取された野鳥の糞便から、低病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されました。

また、近隣諸国では高病原性鳥インフルエンザの発生が続いており（インド、ロシア、台湾：H31年1月）、依然として国内への侵入リスクが高い状況です。

引き続き十分な警戒を行い、野鳥・小型野生動物の鶏舎への侵入防止対策、平常時の2倍を超える死亡鶏の発生など異常が認められた時には家保への速やかな連絡をお願いします。

侵入防止対策はバッチリですか？

防鳥ネットや鶏舎の破損状況を確認しよう！



平成30年度釧路総合振興局高病原性鳥インフルエンザ防疫演習

平成30年11月1日（木）、平成30年度釧路総合振興局高病原性鳥インフルエンザ防疫演習を釧路市役所、北海道家畜畜産物衛生指導協会、釧路総合振興局農務課、保健行政室と協力して開催し、管内関係機関を中心に70名が参加しました。今回の防疫演習では、高病原性鳥インフルエンザ防疫の机上演習の後に、釧路市役所で集合施設の受付～従事前健康調査、釧路高等技術専門学院で防疫衣の着衣～模擬殺処分～防疫衣の脱衣、再び市役所で従事後健康調査～解散の一連の流れを実施し、釧路管内の本病防疫体制を確認しました。

また、10月2日（火）には、管内関係機関で、生鶏を用いた模擬殺処分訓練を実施しました。



模擬殺処分（11/1）



従事後健康調査（11/1）



生鶏の捕鳥（10/2）

道内で豚流行性下痢（PED）が発生！

昨年12月13日に胆振管内 苫小牧市の養豚場で、道内では平成28年6月以来となる豚流行性下痢（PED）が発生しました。生産者及び関係者の皆様につきましては、消毒薬の適正表を参考に畜舎入退場時の消毒や車両のタイヤ消毒等をしっかり行い、病原体の侵入防止に努めて下さい。

PEDに罹患した哺乳豚に見られる黄色水様性下痢



主な症状：水様性下痢・嘔吐
10日齢以下の哺乳豚では、脱水で死亡する

消毒薬の適正

消毒薬	畜舎出入口等	車両等
炭酸ナトリウム※1	○	×（析出）
ヨウ素系	○	×（腐食・着色）
塩素系	○	×（腐食）
アルデヒド系	○	○
複合	○	×（腐食）
逆性石けん※2	○	○

※1：4％炭酸ナトリウム溶液を用い、消毒液の濃度を維持すること

※2：逆性石けんは口蹄疫の消毒には不適

生乳への抗菌性物質の残留事故について

管内では今年度、生乳への抗菌性物質残留事故が7件発生し、合計64,700kg（農場25戸分）の生乳が廃棄されています（1月末現在）。

事故の原因としては、「マーキングの見落とし（マーキングがスプレーのみで、薄くなっていた）」、「慣れによる治療牛の確認怠り」、「治療牛の隔離漏れ」、「普段と異なる作業者」、「治療分房以外の分房乳を出荷（※出荷可能なものと誤認していた）」等となっています（重複回答あり）。

多忙時や体調不良時など余裕のない時には、作業漏れや勘違いなど思わぬミスを起こすことがあります。治療牛の管理や作業者間の連絡体制について、改善できる点がないかももう一度見直し、残留事故を防ぎましょう。

病性鑑定材料について

当所に病性鑑定を依頼される際は、下記を参考に検査材料の搬入をお願いします。

1 疾病原因検索

- 採材する個体の選定：治療前の発症初期の個体を中心に、未発症も含めて5頭程度。
- 採材時の注意：病原体の伝播防止のため、未発症・若齢の個体を先に採材し、個体または群ごとに手袋等の交換をしてください。



症状	搬入材料	採材道具	採材量	注意事項等
呼吸器病	鼻汁	綿棒	・1頭につき綿棒3本。 （ウイルス・細菌・マイコプラズマで各1本）	・鼻孔をアルコール綿花で拭いてから採材。 ・綿棒を3本束ねて届く限り奥まで挿入。 ・綿球部を乾燥させないよう、滅菌蒸留水または生理食塩水（1ml未満）に浸す（ゼリーは不可）。
	血清	採血管（ブレイン）	採血管の規定量	・抗体検査 （前血清：発症期、後血清：約3週間後）
	全血	採血管（EDTA）	採血管の規定量	規定量を入れ、採血後すぐにゆっくり転倒混和
	糞便	直腸検査用手袋	手袋で一握み大	・牛肺虫検査等
下痢	糞便	直腸検査用手袋	親指大（なるべく多く）	※綿棒では量が少ないので、実施できる検査が限られます。
	血清	採血管（ブレイン）	採血管の規定量	・抗体検査 （前血清：発症期、後血清：約3週間後）
	全血	採血管（EDTA）	採血管の規定量	規定量を入れ、採血後すぐにゆっくり転倒混和
流死産	流産胎子	—	—	・流産胎子は必須 ・流産胎子はなるべく新鮮なうちに搬入。 ※野生動物による食害、冬は凍結に注意。
	胎盤	—	—	回収可能であれば、流産胎子と一緒に搬入
	血清（母畜）	採血管（ブレイン）	採血管の規定量	※可能なら、流産歴のある同居畜の血清も搬入（ただし、病鑑手数料が別途発生します）。

2 牛ウイルス性下痢・粘膜病（BVD）および牛白血病（BLV）の検査について

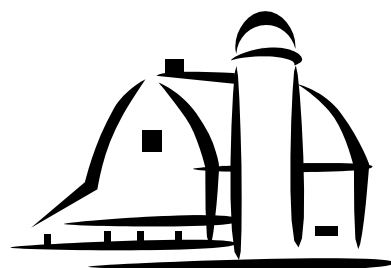
検査疾病名	検査項目	搬入材料・採材量	注意事項等
牛ウイルス性下痢・ 粘膜病（BVD）	遺伝子検査 （PI牛確認検査）	血清・（EDTA血）3 mL	・6ヵ月齢未満の場合は、EDTA血も必要。
	バルク乳検査	バルク乳 50mL	
牛白血病（BLV）	抗体検査 （6ヵ月齢以上のみ）	血清 1 mL	・6ヵ月齢未満の場合は、「遺伝子検査」となります。
	白血球数	EDTA血（試験管の規定量）	
	白血球百分比 （異型リンパ球の確認）	EDTA血（試験管の規定量）	・やむを得ず採材当日に搬入できない場合は、異形リンパ球の確認が困難となるため、血液塗沫標本を併せて送付してください。（※血液塗沫標本は、作成後ただちに風乾し、メタノール固定したもの）
	遺伝子検査	EDTA血（試験管の規定量）	
牛白血病を疑う検査依頼の場合は、希望する検査項目を明記してください。 出荷予定牛などの健康検査の場合は、通常、抗体検査になりますが、6ヵ月齢未満の場合や検査方法に指定がある場合は、遺伝子検査となります。			

3 検査材料の送付について

- 全て、冷蔵（チルド）で送付してください。冷凍は不可です。
- 検査依頼書に個体に関する情報（品種、個体番号、性別、生年月日 採材月日等を明記。発生経過、カルテの写し、ワクチン接種歴等の情報があれば同封してください。
- 健康検査（※）などで、病性検定証明書が必要な場合は、登録証等の写しを同封してください。

（※）検査の種類によっては、結果が出るまでに時間がかかりますので、日数に余裕をもって申請してください。

ご不明な点等ございましたら、採材前にお問い合わせください。



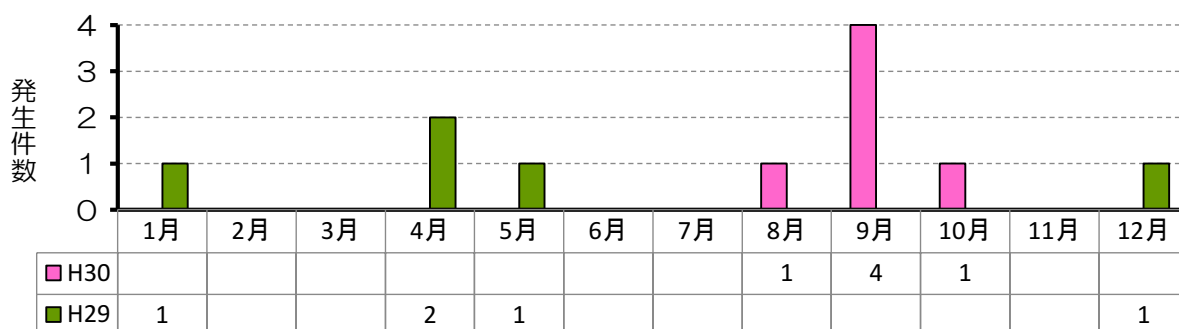
牛のサルモネラ症の発生状況について

平成30年度、釧路管内では4市町6戸で牛のサルモネラ症が発生しました（乳牛5戸、肉牛1戸）。発生時期は8月下旬から10月で、例年発生しているサルモネラ・ティフィムリウムのほか、近年、管内では発生していなかったサルモネラ・ダブリンによるサルモネラ症も発生しました。

サルモネラ症では、主に発熱や下痢（軟便～水様性、時に血便など様々）が認められますが、搾乳牛では乳量が低下し、体力のない哺育牛では死亡する事例も少なくないため、経済的な損失は甚大です。

サルモネラ症は夏から秋にかけて多発する傾向にありますが、管内では冬季での発生も見られるため、引き続き、発生防止対策を徹底しましょう。

平成29～30年次 釧路管内 牛のサルモネラ症の発生状況



サルモネラ症の発生防止対策

- ◆ 農場出入口に石灰帯、牛舎には踏込消毒槽を設置し、消毒を徹底しましょう
- ◆ 飼槽やウォーターカップ、使用器具は定期的に消毒しましょう
- ◆ 野生動物の侵入防止対策を徹底しましょう
- ◆ 飼養牛に異常が見られたら、すぐに獣医師の診察を受けましょう

BSE検査 ～死亡牛の取り扱いについて～

飼養者の皆様へ

- 死亡後、長期間農場内に放置されていたため、腐敗等によりBSE検査不適となる事例が確認されています。獣医師の検案を受けた後、速やかに搬出をお願いします。

獣医師の皆様へ

- 死亡獣畜処理指示書を交付した際には、速やかに家保へ届出るようお願いします。
- 死亡牛の速やかな搬出について、飼養者へご指導願います。
- 死亡獣畜処理指示書への誤記入が確認されています（生年月日、個体番号、診断名等）。適切に記入をお願いします。
- 死亡牛整理票と死亡獣畜処理指示書に相違がある場合があります。飼養者と獣医師との間で確認をお願いします。
- 届出伝染病と診断した際は、速やかに家保へ各疾病の届出、もしくは届出る旨の連絡をお願いします。

抗菌性物質の薬剤耐性（AMR）対策について

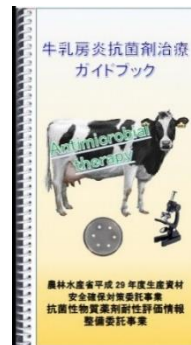
「抗菌性物質（抗生物質のこと）が効かない細菌が増えて人や家畜の病気が治りにくくなる問題に対し、我が国では薬剤耐性対策に関するアクションプランに基づき対策が進められています。農林水産省のホームページには普及啓発活動の取組みとして、畜産関係者・獣医師向けに、抗菌性物質の慎重使用を推進するための各種資料が公開されていますので是非ご活用ください。

◆AMRに関する基礎的事項、慎重使用の考え方、薬剤感受性試験（薬剤耐性菌について調べる試験）に関する動画



動画 http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/amr_movie.html
ガイドブック <http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/koukinzai.html>

◆抗菌性物質の選択や使用の際の留意事項、起因菌の薬剤感受性データなど、臨床現場で役立つ情報がコンパクトにまとめられているガイドブック



平成30年次監視伝染病発生状況（抜粋）

法定伝染病

病名	動物	管内 1～12月	道内 1～12月	全国 1～8月
ヨーネ病	牛	33	682	592
高病原性鳥インフルエンザ	鶏			2
腐蛆病	蜜蜂			41

平成30年1～12月

表中の数字は頭数

（疑似患畜及び
疑症は含まない）

届出伝染病

病名	動物	管内	道内	全国
牛ウイルス性下痢・粘膜病	牛	38	210	267
牛伝染性鼻気管炎	牛		6	5
牛白血病	牛	37	687	2,486
牛丘疹性口炎	牛	1	2	2
破傷風	牛		5	62
サルモネラ症	牛	11	246	112
ネオスポラ症	牛	1	5	5
馬鼻肺炎	馬		24	28
豚繁殖・呼吸器障害症候群	豚			51
豚流行性下痢	豚		800	147
豚丹毒	豚		87	1,294
豚赤痢	豚		1	134
マレック病	鶏			3,041
伝染性気管支炎	鶏		1	1,947

新採用職員の紹介

☆佃 拓磨（つくだ たくま） 獣医師☆

平成31年2月1日付けで、採用となりました。

私は和歌山県という北海道に比べてはるかに温暖な気候の土地でぬくぬくと生活し、大学は北海道、卒業後は1年間モンゴルにいました。大学時代に北海道が好きになり、モンゴルで防疫の重要性を実感し、北海道の家畜保健衛生所を受験しました。

「日々勉強」と「強い漢（おとこ）」をテーマに精進していきたいと思います。よろしくお願い致します。



定期報告のご準備を！

下記の家畜（愛玩用を含む）の所有者は、家畜伝染病予防法により毎年2月1日時点の飼養衛生状況等について、都道府県知事に報告することになっています。下記の報告期日までに市町村畜産担当あてに提出願います（提出しない場合は、過料が課せられることもありますのでご注意ください）。

<対象家畜・報告期日>

家畜（牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし）

毎年4月15日

家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）

毎年6月15日

定期報告書（平成 年 月 日）

北海道知事 殿

住所
氏名 [] 印
電話番号 - -
※法人の場合には、その名称及び代表者の氏名

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報	
家畜の所有者の氏名又は名称	電話番号 -
家畜の所有者の住所	
管理者の氏名又は名称	電話番号 -

職員体制及び緊急連絡先

釧路家畜保健衛生所：0154-57-8775

★休日・夜間の緊急連絡は、釧路総合振興局（TEL:0154-43-9100）へお願いします。

指導課		予防課	
指導課長	横井 佳寿美	予防課長	室田 英晴
主査（薬事・安全）	欠	主査（危機管理）	枝松 弘樹
指導専門員	太田 瑞穂	指導専門員	高木 裕子
専門員	末永 敬徳	専門員	林 美加
		獣医師	福田 寛
		獣医師	土井 友理子
		獣医師	佃 拓磨
		専門員	廣川 友弥（育児休業中）